

事例2

右回頭中に船首方の死角に入った漁船と死角から出てきた別の漁船を誤認し、直進して衝突

概要：A船は、船長Aが1人で乗り組み、三重県村松漁港に向けて帰航中、B船は、船長Bほか甲板員Bが乗り組み、村松漁港北西方沖で錨泊して操業中、平成21年9月29日11時05分ごろ両船が衝突した。

B船は、船長Bが死亡、甲板員Bが負傷し、右舷船首部に亀裂を伴う損傷が生じた。

A船は、船首部に擦過傷を生じたが、死傷者はいなかった。

事故発生に至る経過

A船(漁船)

総トン数：3.0トン
Lr×B×D：10.20m×2.27m×0.70m
船質：FRP
機関：ディーゼル機関
出力：35（漁船法馬力数）

B船(漁船)

総トン数：0.8トン
Lr×B×D：7.40m×1.73m×0.55m
船質：FRP
機関：ガソリン機関
出力：30（漁船法馬力数）

05時10分ごろ

村松漁港を出港し、同港北方沖の漁場で操業を行った

A船



06時30分ごろ

村松漁港を出港し、同港沖で錨泊してあさり漁を行った

10時54分ごろ

操業を終え、舵輪後方の椅子に腰を掛け、手動操舵により、速力約10ノットで南進した

船長Aは、船首方に村松漁港入口付近であさり漁に従事している漁船群を認めた

漁船群の西側を航行するため、速力を約5.5ノットに減じて右回頭を開始した

詳細は「見張り及び操船の状況」(次ページ)を参照

船長Aは、右回頭中、B船が船首方の死角に入った後、同死角から出た別の漁船が左舷船首方に見えた

船長Aは、漁船群の西側に向首したと思い込み、回頭をやめて針路を南南西に定めた

船首方の見張りを適切に行っていないかった

11時05分ごろ

事故当時の気象の状況

天気は曇り、風は弱かった

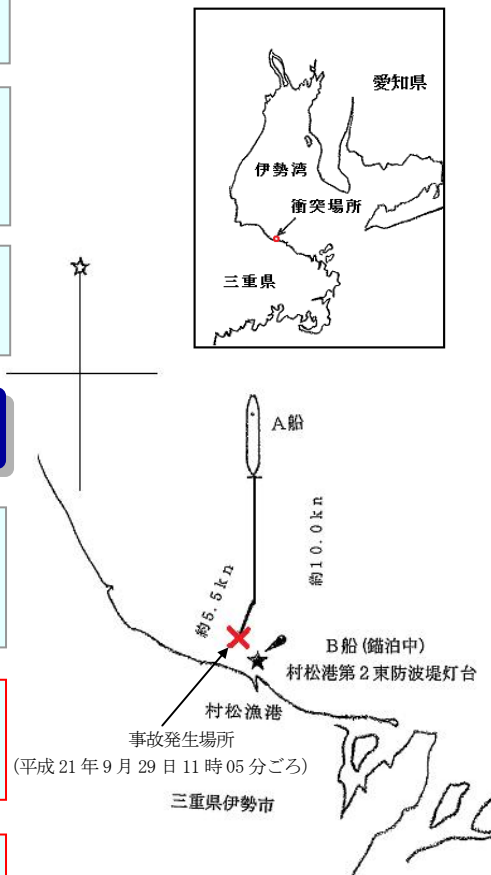
10時30分ごろ

船長Bは、漁船群の西端に移動して船首を北に向けて錨泊し、あさり漁を行った

漁ろうに従事していることを示す鼓型形象物は備えていなかった

船長Bは、左舷側で西方を向いてあさり漁を行っていた

甲板員Bは、椅子に腰を掛けてあさりの選別作業をしていたとき、船長Bの「早く小さくなれ」という声を聞いてうずくまった



衝突

A 船の船首方見通し状況

操舵席に腰を掛けた状態で航走すれば、船首浮上により、正船首から左右にそれぞれ5~10°の範囲内で死角が生じていた

操舵室からの見通し状況（停泊中に撮影したもの）



左舷側



中央



右舷側

船長 A のふだんの操船方法

船長 A は、航行中、船首が浮上して船首方に死角を生じることから、船首を左右に振り、船首の死角となる範囲の見張りを行っていた

船長 A の見張り及び操船の状況

船長 A は、右回頭中、右舷船首方に見えていた漁船群西端の B 船が船首方の死角に入った後、船首方の死角から出た漁船（B 船の東隣にいた僚船）が左舷船首方に見えた

船首方の死角から出た漁船が、漁船群の西端にいた B 船と類似していたため、B 船と誤認し、漁船群の西側に向首したと思ひ込み、回頭を止めて針路を南南西に定めて航行を続けた

B
船



誤
認
し
た
僚
船



原因：本事故は、村松漁港北西方沖において、A 船が南南西進中、B 船が錨泊してあさり漁に従事中、A 船が適切な船首方の見張りを行っていなかったため、B 船に気付かずに航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。

A 船が適切な船首方の見張りを行っていなかったのは、船長 A が、村松漁港入口付近で錨泊してあさり漁に従事している漁船群の西側を航行するために右回頭中、右舷船首方に見えていた漁船群西端の漁船が船首方の死角に入った後、船首方の死角から出た漁船が左舷船首方に見えたことから、同漁船を漁船群西端の漁船と誤認し、漁船群の西側に向首したものと思ひ込んだことによるものと考えられる。

再発防止に向けて

- 船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。
- 操業中も周囲の見張りを適切に行うこと。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(2010年12月17日公表)

http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2010/MA2010-12-9_2009yh0244.pdf